

青森大学質保証委員会規程

(目的)

第1条 青森大学（以下「本学」という。）学則第56条第2項の規定に基づき、青森大学質保証委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要事項を定め、学則第1条に規定される事項等を達成するため、学長のリーダーシップの下、教育の質を継続的に保証すること及び大学運営の改善・向上を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長の指示により速やかに関係各委員会、別地キャンパス及び部署等（以下、「部署等」という。）へ助言・指示等を行うとともに、策定プロセスの評価及び改善に向けた指導等を行い、PDCAを回していくものとする。

- (1) 内部質保証全般の改善等に関すること。
 - (2) エビデンスに基づく自主的・自律的な自己点検・評価結果に基づく部署等の計画策定及び活動総括に関すること。
 - (3) 3つのポリシーを起点とした教育の質保証活動とその結果に基づく改善状況に関すること。
 - (4) 学修成果の評価に関する方針に基づく、学生個人の評価の方法（学修成果の可視化）及び学位プログラムの評価の方法（教育成果の可視化）等の分析評価に関すること。
 - (5) 教学マネジメント全般の改善等に関すること。
 - (6) 自己点検評価及び自己点検・評価報告書作成の改善等に関すること。
 - (7) 認証評価の改善等に関すること。
 - (8) その他、委員会で検討すべき事項等に関すること。
- 2 委員会は、青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会等への助言ができるものとし、本学の質保証を円滑に推進していくものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学監
- (4) 学部長
- (5) 別地キャンパス長
- (6) 教務委員長

- (7) 学生委員長
- (8) 薬学教育センター長
- (9) 自己点検評価・認証評価審査対策副委員長
- (10) 経営戦略局長
- (11) 別地キャンパス事務局長
- (12) 自己点検評価・認証評価対策室長
- (13) 広報室長
- (14) その他学長が指名した者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員以外の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第6条 委員会の目的を計画的に達成、マネジメントするために、委員会の下に部会を設置することができる。

- 2 部会の構成員は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の活動を統括する。
- 5 部会の構成員は、部会長の指示のもと、適宜打合せ、情報交換及び部会業務を遂行していくものとする。
- 6 部会長は、目的を達成するために進捗状況等を委員長に逐次報告するものとする。
- 7 部会は、青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会から現況の確認・報告を受けることができるものとする。
- 8 委員長の指示のもと、部会から全学情報交換会及び大学運営会議に議案等を提出することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営戦略局において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(改正)

第9条 この規程の改正は、委員会で審議し、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 質保証タスクフォース規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年9月27日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月29日から改正し、施行する。